

公害防止管理者等の届出の手引き

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」

宮崎県環境管理課

令和3年11月改定

目 次

1	法の目的	・・・	1
2	特定事業者	・・・	1
3	特定工場	・・・	1
4	公害防止組織	・・・	3
5	公害防止統括者等の選任要件	・・・	8
6	公害防止統括者等の業務	・・・	10
7	公害防止統括者等の義務	・・・	13
8	公害防止統括者等の解任命令	・・・	13
9	報告及び検査	・・・	13
10	届出	・・・	14
11	罰則	・・・	15
12	問合せ先	・・・	16
13	届出書様式	・・・	18
14	届出書の記載例	・・・	25
15	公害防止管理者の兼務に係る届出書の記載例	・・・	32
別表1	ばい煙発生施設	・・・	33
別表2	汚水等排出施設	・・・	35
別表3	騒音発生施設	・・・	42
別表4	特定粉じん発生施設	・・・	42
別表5	一般粉じん発生施設	・・・	42
別表6	振動発生施設	・・・	43
別表7	ダイオキシン類発生施設	・・・	43

1 法の目的

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定事業者に公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者からなる公害防止組織を整備することを義務づけ、特定工場の公害防止に取り組むことを目的としています。

2 特定事業者

特定事業者は、特定工場を設置している者をいいます。

3 特定工場

特定工場は、次の（１）の対象業種に属する事業の用に供し、かつ、（２）の対象工場に該当する工場をいいます。

（１）対象業種（原則、日本標準産業分類による）

- ① 製造業（物品の加工業を含む。）
- ② 電気供給業
- ③ ガス供給業
- ④ 熱供給業

【対象業種と対象業種以外の業種を兼業している場合の取扱い】

例えば、採石業は業種が鉱業なので特定工場には該当しませんが、同時に砕石業を兼業している場合は、砕石業が対象業種の製造業に属するので砕石業に属する特定工場となります。

（２）対象工場

対象工場は、表１のとおり施設の区分ごとに規定されています（詳細は別表１～７（P 3 3～4 4）を参照）。

表 1 対象工場

施設の区分		対象工場
大気関係	ばい煙発生施設	大気汚染防止法施行令別表第 1 に掲げるばい煙発生施設（同表の 1 3 の項に掲げる廃棄物焼却炉を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第 2 条第 2 項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。）（別表 1（P 3 3））が設置されている工場のうち、次のいずれかに該当する工場 ① 有害物質発生施設が設置されている工場 ② 上記①以外の工場で、排出ガス量 ^(注1) が 1 万 m ³ / 時以上の工場

水質関係	汚水等排出施設	水質汚濁防止法施行令別表第1第2号～第59号、第61号～第63号、第63号の3、第64号、第65号～第66号の2、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されているものを除く。）（別表2（P35））が設置されている工場のうち、次のいずれかに該当する工場 ① 有害物質発生施設が設置されている工場で、排水を排出している工場又は特定地下浸透水 ^{（注2）} を浸透させている工場 ② 上記①以外の工場で、排水量 ^{（注3）} が1千m ³ /日以上
騒音関係	騒音発生施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第4条に掲げる騒音発生施設（別表3（P42））が設置されている工場のうち、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設（別表4（P42））が設置されている工場
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる一般粉じん発生施設（別表5（P42））が設置されている工場
振動関係	振動発生施設	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第5条の2に掲げる振動発生施設（別表6（P43））が設置されている工場のうち、振動規制法第3条第1項の規定により指定された規制地域内にある工場
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号、別表第2第1号～第14号に掲げるダイオキシン類発生施設（別表7（P43））が設置されている工場

（注1）大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計です。

（注2）水質汚濁防止法第2条第8項に規定される特定地下浸透水をいいます。

（注3）水質汚濁防止法に基づき届出されている特定工場の通常排水量の合計です。

（3）特定工場の範囲

「工場」は、社会通念上、一個の単位として生産活動が行なわれている場所をいい、原則として同一敷地内にあり、かつ、組織上、生産工程上密接な関連があるものをいいます。

ただし、同一敷地内になくても、道路、河川等をへだてているなど近接し、かつ、組織的関連、生産工程上の関連等からみてそれぞれが一個の工場としての独立性がなく、

全体を一工場として取り扱った方が公害防止組織の機能をより効果的に発揮できると認められる場合には、全体を一工場として取り扱うものとします。

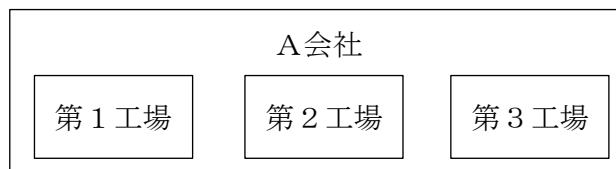
- 【例 1】 同一会社のA工場とB工場が離れた場所にある場合には、別個の工場とします。この場合、A工場とB工場が組織上、生産工程上密接な関連がある場合も同様に取り扱いします。



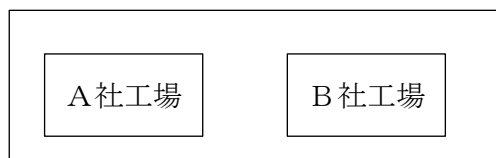
- 【例 2】 同一会社のA工場とB工場が道路又は河川等をへだてて設置されているが近接しており、組織上、生産工程上、密接な関連があると認められる場合には、A工場とB工場を一括して一工場として取り扱いします。



- 【例 3】 同一敷地内に異なる製品を生産する同一会社の工場が複数あるが、全体の組織上、生産工程上密接な関連があると認められる場合には、全体を一括して一工場として取り扱いします。



- 【例 4】 同一敷地内にA社工場とB社工場がある場合には、別個の工場とします。この場合、B社がA社の子会社であっても同様とします。



4 公害防止組織

(1) 公害防止管理者等の選任

特定工場の公害防止に取り組むため、特定事業者には、表 2 に示す公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者を選任することが義務づけられています。

また、それぞれの者が、旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備え、その職務を代行する者として代理者の選任も義務づけられています。

表2 公害防止組織

名称	役割	選任要件	資格の有無	選任期限
公害防止統括者（代理者含む）	公害防止に関する業務の統括管理	常時使用する従業員が21人以上 ^(注4) の特定工場	資格不要であるが、選任に当たっては、特定工場において、その事業の実施を統括管理する者	選任すべき事由が発生した日 ^(注5) から30日以内
公害防止管理者（代理者含む）	公害防止の技術的事項の管理	全ての特定工場	要資格（（表4）（P8）の「有資格者の種類」を参照）	選任すべき事由が発生した日 ^(注5) から60日以内
公害防止主任管理者（代理者含む）	公害防止統括者の補佐及び公害防止管理者の指揮	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排出ガス量が4万m ³ /時以上であり、かつ、排出水量が1万m ³ /日以上である特定工場（適用除外 ^(注6) ）	要資格（（表5）（P10）の「有資格者の種類」を参照）	選任すべき事由が発生した日 ^(注5) から60日以内

(注4) 事業者に複数の工場がある場合は、全ての工場の従業員の総数で、事務職員等を含みます。

(注5) 選任すべき事由が発生した日とは、主に次のとおりです。

- ① 公害防止統括者等に選任されている者が、死亡、退職、人事異動等により職務の実施ができなくなった日
- ② 特定工場が設置された日（ばい煙発生施設等の新設又は増設により、既設の工場が新たに特定工場となった日を含む。）
- ③ 法第10条の規定に基づく都道府県知事の解任命令により、公害防止統括者等が解任された日

(注6) 公害防止主任管理者は、次のいずれかの要件に該当する場合には、選任が免除されます。

- ① ばい煙発生施設の公害防止管理者と、当該ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設の公害防止管理者の選定につき、同一人を選定する場合
- ② ばい煙発生施設から発生するばい煙の処理工程と、汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液の処理工程が互いに独立している場合

(2) 公害防止管理者等の兼務

- ① 公害防止統括者及びその代理者
二以上の特定工場を兼務できます。

② 公害防止管理者及びその代理者

次ぎのア～エに掲げる例外規定に当てはまり、かつ、一人の公害防止管理者が二以上の工場の公害防止管理者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときに限り兼務できます。

なお、例外規定及びその適用基準の詳細は表3に示します。

ア 同一の特定事業者が、同一の敷地内にない複数の特定工場において同一人を選任する場合

イ 親会社等の関係にある特定事業者が、同一敷地内に設置する複数の特定工場において同一人を選任する場合

ウ 事業協同組合等の組合員が、共同で公害防止業務を行う場合に同一人を選任する場合

エ 近隣の同業種の中小企業者が、共同で公害防止業務を行う場合に同一人を選任する場合

表3 公害防止管理者を兼務できる例外規定及びその適用基準

例外規定	適用基準
一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合	同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が、当該公害防止管理者の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること
	兼務工場が同種若しくは類似のものである ^(注7) か、又は生産工程上密接な関連を有する ^(注8) こと
	兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一である ^(注9) か、又は公害の防止に関する業務に関する規定（以下「業務規定」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められている ^(注10) こと
	業務規定で公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められている ^(注11) こと
	公害防止管理者の常時勤務する工場から兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されている ^(注12) こと
	公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること
特定事業者及び当該特定事業者の子会社、当該特	兼務工場が同一敷地内に設置されていること
	兼務工場が同種若しくは類似のものである ^(注7) か、又は生

<p>定事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合</p>	<p>産工程上密接な関連を有する^(注8) こと</p>
	<p>次に掲げる事項について、特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社の契約で具体的かつ体系的に定められている^(注13) こと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の防止に関する業務に関する特定事業者と兼務公害防止管理者の所属する会社との相互の義務及び責任並びに連携体制 ・ 兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統
	<p>業務規定で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められている^(注14) こと</p>
	<p>兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、五以下であること</p>
<p>中小企業団体の組織に関する法律に掲げる事業協同組合、事業協同小組合若しくは商工組合又は水産業協同組合法に規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合でその地区が都道府県の区域を超えないものが、その事業として公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する指導を行わせている場合において、当該組合員(常時使用する従業員数が、50人以下のものに限る。)がその者を公害防止管理者として選任する場合</p>	<p>兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること</p>
	<p>兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、十以下であること</p>
<p>同一の業種に属する^(注15) 中小企業者が共同で公害防止管理者の資格を有する者に公害の防止に関する業務を行わせる場合において、当該中小企</p>	<p>兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場が、やむを得ない場合を除き、同一の市町村の区域に設置されているものであること</p>
	<p>中小企業者と兼務公害防止管理者の契約で当該兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限並びに指揮命令系統が具体的かつ体系的に定められている^(注16) こと</p>

業者（常時使用する従業員数が、50人以下のものに限る。）がその者を公害防止管理者として選任する場合	業務規定で異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められている ^(注17) こと
	兼務公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、十以下であること

(注7) 日本標準産業分類中分類程度で同一の業種に属し、かつ、同種又は類似の特定施設を設置している工場です。

(注8) 兼務工場が1つの製品を生産する際の一連の製造工程を形成しているなどの工場です。

(注9) 複数の工場において、公害防止統括者（公害防止統括者の選任が不要な工場においては工場長）が同一ということです。

(注10) 業務規定で規定することが必要と考えられる事項は次のものです。

- ・兼務工場に係る公害防止業務の実施体制及び相互の連携体制
- ・公害防止統括者との連絡調整及び作業員への指揮命令系統

(注11) 業務規定で規定することが必要と考えられる事項は次のものです。

- ・兼務公害防止管理者の選任方法
- ・兼務公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限
- ・兼務公害防止管理者が常時勤務しない工場にあっては、平常時の特定施設の維持管理方法、公害防止業務の実施に関し必要な事項を兼務公害防止管理者に連絡する責任者の指名
- ・兼務公害防止管理者の平常時の監視方法、他の兼務工場への定期巡回の頻度
- ・兼務工場における異常時及び緊急時の連絡体制
- ・事故時の応急措置等の初期対応策及び二次対応策

(注12) 公害防止管理者は、常勤する特定工場と同等に兼務する特定工場の公害の状況を監視する必要があるため、遠隔監視システム、社内LAN等により、常時、公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されていることなどがが必要です。

(注13) 契約で規定することが必要と考えられる事項は次のものです。

- ・兼務公害防止管理者の選任方法
- ・公害防止業務を執行する実施体制
- ・委託業務範囲並びに相互の義務及び責任並びに指揮命令系統
- ・兼務公害防止管理者に対する権限の付与
- ・兼務公害防止管理者が職務を誠実に行うこと、公害防止統括者が兼務公害防止管理者の報告・助言を尊重すること、作業員が兼務公害防止管理者の指示に従うことの明示
- ・連絡責任者の氏名、異常時又は緊急時の連絡体制

(注14) (注10) 及び (注11) を参考にしてください。

(注15) 日本標準産業分類中分類程度で同一の業種に属することです。

(注 16) (注 13) を参考にしてください。

(注 17) (注 10) 及び (注 11) を参考にしてください。

- ③ 公害防止主任管理者及びその代理者
二以上の特定工場は兼務できません。

5 公害防止統括者等の選任要件

(1) 公害防止統括者及びその代理者の選任要件

公害防止統括者及びその代理者になる資格は不要ですが、特定工場においてその事業の実施を統括管理する者（例えば工場長等）を充てなければなりません。

(2) 公害防止管理者及びその代理者の選任要件

公害防止管理者及びその代理者は、表 4 に示す施設の区分に応じた有資格者（公害防止管理者の国家試験に合格するか、又は資格認定講習会を修了した者）の中から選任しなければなりません。

表 4 公害防止管理者になるための必要な資格

施設の区分		公害防止管理者の種類	有資格者の種類
ばい煙発生施設	有害物質発生施設	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上	大気関係第 1 種有資格者
		排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満	大気関係第 1 種有資格者又は第 2 種有資格者
	上記以外の施設	排出ガス量が 4 万 m ³ /時以上	大気関係第 1 種有資格者又は第 3 種有資格者
		排出ガス量が 4 万 m ³ /時未満～1 万 m ³ /時以上	大気関係第 1 種有資格者、第 2 種有資格者、第 3 種有資格者又は第 4 種有資格者
汚水等排出施設	有害物質発生施設	排出水量が 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 1 種有資格者

		排出水量が1万m ³ /日未満又は特定地下浸透水を浸透	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は第2種有資格者
	上記以外の施設	排出水量が1万m ³ /日以上	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は第3種有資格者
		排出水量が1万m ³ /日未満～1千m ³ /日以上	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、第2種有資格者、第3種有資格者又は第4種有資格者
騒音関係施設	全ての施設		騒音関係公害防止管理者	騒音関係有資格者
特定粉じん発生施設	全ての施設		特定粉じん関係公害防止管理者	①大気関係第1種有資格者、第2種有資格者、第3種有資格者又は第4種有資格者 ②特定粉じん関係有資格者
一般粉じん発生施設	全ての施設		一般粉じん関係公害防止管理者	①大気関係第1種有資格者、第2種有資格者、第3種有資格者又は第4種有資格者 ②特定粉じん関係有資格者 ③一般粉じん関係有資格者
振動発生施設	全ての施設		振動関係公害防止管理者	振動関係有資格者
ダイオキシン類発生施設	全ての施設		ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者

(3) 公害防止主任管理者及びその代理者の選任要件

公害防止主任管理者及びその代理者は、表5に示す有資格者（公害防止主任管理者に係る国家試験に合格するか、又は資格認定講習会を修了した者）の中から選任しなければなりません。

表5 公害防止主任管理者になるための必要な資格

- ①公害防止主任管理者有資格者
 ②公害防止管理者に係る大気関係第1種有資格者又は第3種有資格者で、かつ、水質関係第1種有資格者又は第3種有資格者

6 公害防止統括者等の業務

公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の業務は、表6、表7及び表8のとおりです。

表6 公害防止統括者及びその代理者の業務

特定工場の種類	業務
ばい煙発生施設を設置する特定工場	①ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ②ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること ③大気汚染防止法第17条第1項に規定するばい煙発生施設又は特定施設についての事故時の措置およびばい煙に係る緊急時の措置に関すること
汚水等排出施設を設置する特定工場	①汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ②特定工場から水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共水域に排出される水（以下「排出水」という。）又は特定工場から地下に浸透する水で同条第8項に規定する有害物質使用特定施設から排出される汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含むもの（以下「特定地下浸透水」という。）の汚染状態の測定及び記録に関すること ③水質汚濁防止法第14条の2第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排出水に係る緊急時の措置に関すること
騒音発生施設を設置する特定工場	①騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること
特定粉じん発生施設を設置する特定工場	②特定粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること

	②特定工場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関すること
一般粉じん発生施設を設置する特定工場	①一般粉じん発生施設の使用の方法の監視並びに一般粉じん発生施設から排出され、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること
振動発生施設を設置する特定工場	①振動発生施設の使用の方法及び配置その他振動の防止の措置に関すること
ダイオキシン類発生施設を設置する特定工場	①ダイオキシン類発生施設の使用の方法の監視並びにダイオキシン類発生施設において発生するダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する発生ガス又はダイオキシン類発生施設から排出される汚水若しくは廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること ②ダイオキシン類対策特別措置法第2条第3項に規定する排出ガス（以下「排出ガス」という。）又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定及び記録に関すること ③ダイオキシン類対策特別措置法第23条第1項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関すること

表7 公害防止管理者及びその代理者の業務

特定工場の種類	業務
ばい煙発生施設を設置する特定工場	次ぎに掲げる技術的事項 ①使用する燃料又は原材料の検査 ②ばい煙発生施設の点検 ③ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ④ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 ⑤測定機器の点検及び補修 ⑥特定施設についての事故時における応急の措置の実施 ⑦ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施
汚水等排出施設を設置する特定工場	次ぎに掲げる技術的事項 ①使用する原材料の検査

	<ul style="list-style-type: none"> ②汚水等排出施設の点検 ③汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ④排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定の実施及びその結果の記録 ⑤測定機器の点検及び補修 ⑥特定施設についての事故時における応急の措置の実施 ⑦排水水に係る緊急時における排水水の量の減少その他の必要な措置の実施
騒音発生施設を設置する特定工場	<p>次ぎに掲げ技術的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①騒音発生施設の配置の改善 ②騒音発生施設の点検 ③騒音発生施設の操作の改善 ④騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修
特定粉じん発生施設を設置する特定工場	<p>次ぎに掲げる技術的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用する原材料の検査 ②特定粉じん発生施設の点検 ③特定粉じん発生施設から発生し、又は飛散する特定粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ④特定粉じんの濃度の測定の実施及びその結果の記録 ⑤測定機器の点検及び補修
一般粉じん発生施設を設置する特定工場	<p>次ぎに掲げる技術的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用する原材料の検査 ②一般粉じん発生施設の点検 ③一般粉じん発生施設から発生し、又は飛散する一般粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
振動発生施設を設置する特定工場	<p>次ぎに掲げる技術的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①振動発生施設の配置の改善 ②振動発生施設の点検 ③振動発生施設の操作の改善 ④振動を防止するための施設の操作、点検及び補修
ダイオキシン類発生施設を設置する特定工場	<p>次ぎに掲げる技術的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①使用する燃料又は原材料の検査 ②ダイオキシン類発生施設の点検

	③ダイオキシン類発生施設から排出される排出ガス又は排出水を処理するための施設及びこれに付随する施設の操作、点検及び補修 ④排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定の実施及びその結果の記録 ⑤測定機器の点検及び補修 ⑥特定施設についての事故時における応急の措置の実施 ⑦排出ガス又は排出水に係る緊急時における量の減少その他の必要な措置の実施
--	---

表 8 公害防止主任管理者及びその代理者の業務

表 7 の「ばい煙発生施設を設置する特定工場」及び「汚水等排出施設を設置する特定工場」に掲げる公害防止管理者の技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、かつ、公害防止管理者を指揮すること

7 公害防止統括者等の義務

- (1) 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、その職務を誠実に行なわなければなりません。
- (2) 特定工場の従業員は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者がその職務を行なう上で必要であると認めてする指示に従わなければなりません。

8 公害防止統括者等の解任命令

都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができます。

9 報告及び検査

- (1) 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができます。
- (2) 上記(1)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなりません。

10 届出

特定事業者には、公害防止管理者等を選任した場合、又は公害防止管理者等が死亡若しくは解任した場合は、宮崎県知事又は市町村長に届け出ることが義務づけられています。

また、相続又は合併により特定事業者の地位を承継した者も、同様に届け出ることが義務づけられています。

(1) 届出先

表9 届出先

区分	届出先
特定工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場を除く。）が宮崎市以外に設置されている場合	県の最寄りの保健所
特定工場が宮崎市に設置されている場合	宮崎市環境指導課
騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場が宮崎市以外の市町村に設置されている場合	当該市町村の環境保全担当主管課

(2) 届出書の種類及び届出期限

表10 届出書の種類及び届出期限

区分	届出事項	届出書の種類	届出期限
選任	公害防止統括者 (代理者含む)	①様式第1 ②添付書類不要	選任した日から30日以内
	公害防止管理者 (代理者含む)	①様式第2 ②次の資格証明書のいずれか (注18)の写しを添付 ・国家試験合格証書 ・資格認定講習修了書 ③他の特定工場の公害防止管理者を兼務している場合は、法令で規定されている適用基準を満たしていることを証する書面を添付(P32参照)	選任した日から30日以内

	公害防止主任管理者（代理者含む）	①様式第3 ②次の資格証明書のいずれか <small>(注18)</small> の写しを添付 ・国家試験合格証書 ・資格認定講習修了書	選任した日から30日以内
死亡・解任	公害防止統括者（代理者含む）	①様式第1 ②添付書類不要	死亡・解任の日から30日以内
	公害防止管理者（代理者含む）	①様式第2 ②添付書類不要	死亡・解任の日から30日以内
	公害防止主任管理者（代理者含む）	①様式第3 ②添付書類不要	死亡・解任の日から30日以内
承継		①様式第3の2 ②添付書類 <small>(注19)</small>	遅延なく

(注18) 原本照合しますので、必ず原本を御持参ください。

(注19) 承継届出の添付書類は表11のとおりです。

表11 承継届出の添付書類

区分	添付書類
相続によって特定事業者の地位を承継し、2人以上の相続人の全員の同意により選定されたもの	①様式第3の3（相続同意証明書） ②戸籍謄本 <small>(注20)</small>
相続によって特定事業者の地位を承継し、上記以外のもの	①様式第3の4（相続証明書） ②戸籍謄本 <small>(注20)</small>
合併により特定事業者の地位を承継した法人	法人の登記事項証明書 <small>(注20)</small>

(注20) 原本照合しますので、必ず原本を御持参ください。

(3) 届出部数

3部（正本1部、写し2部）を提出してください。このうち1部は届出者に返却します。

11 罰則

表12 主な罰則

摘要	罰則
公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者並びにそれぞれの代理者の選任の届出をせず、又は虚偽の届出	20万円以下の罰金

をした者	
公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者並びにそれぞれの代理者の選任を怠った者	50万円以下の罰金
都道府県知事等の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	20万円以下の罰金
承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10万円以下の過料

12 問合せ先

(1) 宮崎県

中央保健所衛生環境課	0985-28-2111	日南保健所衛生環境課	0987-23-3141
都城保健所衛生環境課	0986-23-4504	小林保健所衛生環境課	0984-23-3118
高鍋保健所衛生環境課	0983-22-1330	日向保健所衛生環境課	0982-52-5101
延岡保健所衛生環境課	0982-33-5373	高千穂保健所衛生環境課	0982-72-2168
環境森林部環境管理課	0985-26-7085		

(2) 市町村

宮崎市環境指導課	0985-21-1763	都城市環境政策課	0986-23-2130
延岡市生活環境課	0982-22-7001	日南市地域自治課	0987-31-1176
小林市生活環境課	0984-23-8122	日向市環境政策課	0982-53-2256
串間市市民生活課	0987-72-1111	西都市生活環境課	0983-43-3485
えびの市市民環境課	0984-35-3731	三股町環境水道課	0986-52-9082
高原町町民福祉課	0984-42-1067	国富町町民生活課	0985-75-3834
綾町町民課	0985-77-3465	高鍋町町民生活課	0983-26-2017
新富町都市建設課	0983-33-6072	西米良村村民課	0983-36-1111

木城町町民課	0983-32-4736	川南町環境水道課	0983-27-8010
都農町住民課	0983-25-5713	門川町環境水道課	0982-63-1140
諸塚村住民福祉課	0982-65-1119	椎葉村税務住民課	0982-67-3205
美郷町町民生活課	0982-66-3604	高千穂町町民生活課	0982-73-1203
日之影町町民福祉課	0982-87-3902	五ヶ瀬町町民課	0982-82-1704

様式第1（第4条関係）

公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数		※特定工場の番号	
選任年月日	年 月 日	※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名 氏名		
選任の事由			
(死亡・解任)年月日	年 月 日	※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名 氏名		
解任の事由			

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第7条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	※特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種別	別紙のとおり	※備考
水質関係	排出水量		
	特定地下浸透水の浸透の有無		
	汚水等排出施設の種別	別紙のとおり	
騒音関係	騒音発生施設の種別		
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種別		
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種別		
振動関係	振動発生施設の種別		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種別		
公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	選任年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	担任業務の範囲		
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
選任の事由			
公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	(死亡・解任)年月日	年 月 日	
	職名		
	氏名		
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		
解任の事由			

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

様式第3（第9条関係）

公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	年 月 日
排出ガス量		※特定工場の番号	
排出水量		※備考	
選任年月日	年 月 日		
公害防止主任管理者 〔公害防止主任 管理者の代理者〕	職名 氏名		
選任の事由		※備考	
（死亡・解任）年月日	年 月 日		
公害防止主任管理者 〔公害防止主任 管理者の代理者〕	職名 氏名		
解任の事由			

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3の2（第10条の2関係）

承 継 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては、
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継したので、同法第6条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		※整理番号	
特定工場の所在地		※受理年月日	年 月 日
承継の年月日		年 月 日	※特定工場の番号
被承継者	氏名又は職名	※備考	
	住 所		
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄は記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

相 続 同 意 証 明 書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 証明者は、特定事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。

相 続 証 明 書

年 月 日

宮崎県知事
市町村長 殿

証明者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

次のとおり特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定による届出をした特定事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 証明者は、2人以上とすること。

委 任 状

私は、
を代理人として、次の権限
を委任します。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大気汚染防止
法、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する
条例の規定に基づく諸届出に関する一切の権限

年 月 日

本社所在地

名 称

代表者氏名

様式第1（第4条関係）

① 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書

② 年 月 日

③ 宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
④ 届出者 並びに法人にあっては
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	⑤	※整理番号	
特定工場の所在地	⑥	※受理年月日	年 月 日
特定事業者の常時使用する従業員数	⑦	※特定工場の番号	
選任年月日	⑧ 年 月 日	※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名 ⑨ 氏名		
選任の事由	⑩		
(死亡・解任)年月日	⑪ 年 月 日	※備考	
公害防止統括者 〔公害防止統括者の代理者〕	職名 ⑨ 氏名		
解任の事由	⑫		

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ① 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡・解任届出書
 不要な部分を横線で消します。
 【例】公害防止統括者の選任、解任届出書の場合は、
 公害防止統括者—(公害防止統括者の代理者)—選任、死亡・解任届出書
- ② 年月日
選任又は死亡・解任してから30日以内に届け出ることが義務づけられています。
- ③ 宮崎県知事 市町村長 殿
 特定工場の所在地又は特定施設の種類によって届出先が異なりますので、表9（P14）を
 参考にし不要な部分を横線で消します。
 【例】宮崎県知事に届出をする場合は、宮崎県知事 市町村長 殿
- ④ 届出者
 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載します。
 また、法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状（P24）
 を1通提出してください。なお、既に特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大
 気汚染防止法、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定
 に基づく諸届出において、既に委任状を提出している場合は、その写しでも結構です。
- ⑤ 特定工場の名称
 特定工場の名称を正確に記載してください。
- ⑥ 特定工場の所在地
 特定工場の所在地を番地まで正確に記載してください。
- ⑦ 特定事業者の常時使用する従業員数
特定事業者は、常時使用する従業員数が21名以上の場合、公害防止統括者及びその代理者
 を選任しなければなりません。
常時使用する従業員数とは、特定事業者に複数の工場がある場合はその全ての工場の従業員
 の総数で、事務職員等も含まれます。
- ⑧ 選任年月日
選任すべき事由が生じた日から30日以内に選任しなければなりません。
 選任すべき事由は（注5）（P4）を参考にしてください。
- ⑨ 公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）の職名、氏名
 公害防止統括者及びその代理者の資格は不要ですが、特定工場において事業の実施を統括管
 理する者（例えば工場長等）を充てなければなりません。
 不要な部分を横線で消します。
- ⑩ 選任の事由
 【例】人事異動等
- ⑪ （死亡・解任）年月日
 公害防止統括者又はその代理者が死亡又は解任した日です。
 この日が原則、新たな公害防止統括者又はその代理者を選任すべき事由が発生した日となり
 ます。
- ⑫ 解任の事由
 【例】人事異動等

様式第2（第7条関係）

① 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書

② 年 月 日

③ 宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所

④ 届出者 並びに法人にあつては
その代表者の氏名

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		⑤	※整理番号	
特定工場の所在地		⑥	※受理年月日	年 月 日
大気関係	排出ガス量	┌	※特定工場の番号	※備考
	ばい煙発生施設の種別			
水質関係	排出水量			
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種別			
騒音関係	騒音発生施設の種別	┌ ⑦		
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設の種別			
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設の種別			
振動関係	振動発生施設の種別			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設の種別	┌		
⑧ 公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	選任年月日		⑨ 年 月 日	
	職名		⑩	
	氏名			
	担任業務の範囲		⑪	
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		⑫	
選任の事由			⑬	
⑧ 公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	(死亡・解任)年月日		⑭ 年 月 日	
	職名		⑩	
	氏名			
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地		⑫	
	解任の事由			⑮

- 備考 1 大気関係、水質関係、騒音関係、特定粉じん関係、一般粉じん関係、振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には、「〇〇関係第〇種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は、関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を2以上の工場に選任する場合は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

- ① 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
不要な部分を横線で消します。

【例】公害防止管理者の選任、解任届出書の場合は、
公害防止管理者—(公害防止管理者の代理者)—選任、死亡・解任届出書

- ② 年月日
選任又は死亡・解任してから30日以内に届け出ることが義務づけられています。

- ③ 宮崎県知事 市町村長 殿
特定工場の所在地又は特定施設の種類によって届出先が異なりますので、表9（P14）を
参考に不要な部分を横線で消します。

【例】宮崎県知事に届出をする場合は、宮崎県知事 市町村長 殿

- ④ 届出者
氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載します。
また、法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状（P24）
を1通提出してください。なお、既に特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大
気汚染防止法、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定
に基づく諸届出において、既に委任状を提出している場合は、その写しでも結構です。

- ⑤ 特定工場の名称
特定工場の名称を正確に記載してください。

- ⑥ 特定工場の所在地
特定工場の所在地を番地まで正確に記載してください。

- ⑦ 大気関係～ダイオキシン類関係

【例】大気関係の場合

◎排出ガス量

大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量
の合計（〇〇m³/時）です。

◎ばい煙発生施設の種類

別表1（P33）のばい煙発生施設を参考にして、「施行令別表第1の番号」、「施設
の名称」を記載してください。なお、ばい煙発生施設が複数あり欄内に書ききれない
場合は別紙に記載してください。

【例】水質関係の場合

◎排出水量

水質汚濁防止法に基づき届出されている特定工場の通常排出水量の合計（〇〇
m³/日）です。

◎特定地下浸透水の浸透の有無

水質汚濁防止法第2条第8項に規定される特定地下浸透水の地下への浸透の有
無について記載してください。

◎汚水等排出施設の種類の種類

別表2（P35）の汚水等排出施設を参考にして、「施行令別表第1の番号」、「施設
の名称」を記載してください。なお、汚水等排出施設が複数あり欄内に書ききれない
場合は別紙に記載してください。

- ⑧ 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）
欄内の上又は下に、表4（P8）に記載されている「施設の区分」に応じた公害防止管理者の種類を記載してください。
【例】「有害物質発生施設でないばい煙発生施設で、排出ガス量が4万m³/時未満～1万m³/時以上の場合」は「大気関係第4種」と記載します。
表4（P8）のとおり、大気関係第1種、第2種又は第3種でも有資格者になりますが、施設の区分に応じた公害防止管理者の種類は「大気関係第4種」です。
不要な部分を横線で消します。
- ⑨ 選任年月日
選任すべき事由が生じた日から60日以内に選任しなければなりません。
選任すべき事由は（注5）（P4）を参考にしてください。
- ⑩ 職名
【例】製造主任、システム管理係長等
- ⑪ 担当業務の範囲
【例】ばい煙発生施設の維持管理、製造管理等
- ⑫ 公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地
公害防止管理者又はその代理者が兼務している特定工場の名称と所在地を正確に記載してください。
公害防止管理者又はその代理者は、表3（P5）の兼務できる適用基準を満たしていることを証する書面を添付してください。（P32を参照）
- ⑬ 選任の事由
【例】人事異動等
- ⑭ （死亡・解任）選任年月日
公害防止管理者又はその代理者が死亡又は解任した日です。
この日が原則、新たな公害防止管理者又はその代理者を選任すべき事由が発生した日となります。
- ⑮ 解任の事由
【例】人事異動等

様式第3（第9条関係）

① 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書

② 年 月 日

③ 宮崎県知事
市町村長 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名

④ 届出者

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第5条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称	⑤	※整理番号	
特定工場の所在地	⑥	※受理年月日	年 月 日
排出ガス量	⑦	※特定工場の番号	
排出水量	⑧	※備考	
選任年月日	⑨ 年 月 日		
公害防止主任管理者 〔公害防止主任 管理者の代理者〕	職名 氏名 ⑩		
選任の事由	⑪	※備考	
（死亡・解任）年月日	⑫ 年 月 日		
公害防止主任管理者 〔公害防止主任 管理者の代理者〕	職名 氏名 ⑩		
解任の事由	⑬		

備考 1 ※印の欄は記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ① 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書
 不要な部分を横線で消します。
 【例】公害防止主任管理者の選任、解任届出書の場合は、
 公害防止主任管理者—(公害防止主任管理者の代理者)—選任、死亡・解任届出書
- ② 届出年月日
選任又は死亡・解任してから30日以内に届け出ることが義務づけられています。
- ③ 宮崎県知事 市町村長 殿
 特定工場の所在地又は特定施設の種類によって届出先が異なりますので、表9（P14）を
 参考にし不要な部分を横線で消します。
 【例】宮崎県知事に届出をする場合は、宮崎県知事 市町村長 殿
- ④ 届出者
 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載します。
 また、法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状（P24）
 を1通提出してください。なお、既に特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、大
 気汚染防止法、水質汚濁防止法又はみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の規定
 に基づく諸届出において、既に委任状を提出している場合は、その写しでも結構です。
- ⑤ 特定工場の名称
 特定工場の名称を正確に記載してください。
- ⑥ 特定工場の所在地
 特定工場の所在地を番地まで正確に記載してください。
- ⑦ 排出ガス量
 大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設の最大湿り排出ガス量の合計
 (〇〇m³/時)です。
- ⑧ 排出水量
 水質汚濁防止法に基づき届出されている特定工場の通常排出水量の合計 (〇〇m³/日)
 です。
- ⑨ 選任年月日
選任すべき事由が生じた日から60日以内に選任しなければなりません。
 選任すべき事由は(注5)(P4)を参考にしてください。
- ⑩ 公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）の職名、氏名
 公害防止主任管理者及びその代理者の選任要件は、ばい煙発生施設の排出ガス量が4万m³/
 時以上、かつ、汚水等排出施設の排出水量が1万m³/日以上ですが、選任の適用除外があるの
 で注意してください。(注6)(P4)を参照
 不要な部分を横線で消します。
- ⑪ 選任の事由
 【例】人事異動等
- ⑫ (死亡・解任)年月日
 公害防止主任管理者又はその代理者が死亡又は解任した日です。
 この日が原則、新たな公害防止主任管理者又はその代理者を選任すべき事由が発生した日と
 なります。
- ⑬ 解任の事由
 【例】人事異動等

※ この「公害防止管理者の兼務に係る届出書」は、「一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合」のもので、他の例外規定に係る届出については、表3（P5）の適用基準を参考にして同様のものを作成してください。

公害防止管理者の兼務に係る届出書

年 月 日

宮崎県知事
市 町 村 長 殿

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあつては
その代表者の氏名

A株式会社B工場（以下「甲」という。）の公害防止管理者CをA株式会社D工場（以下「乙」という。）の公害防止管理者として兼務させることについて、次に示す「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」を満たしていることを届け出ます。

適用基準	適否	適用
同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が、当該公害防止管理者の常時勤務する工場から2時間以内に到達できる場所にあること	○	【例1】甲と乙は自動車で1時間以内の距離にある。
兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること	○	【例1】甲と乙はいずれも砕石業で同種である。 【例2】乙は甲で製造する製品の原材料を製造しており、生産工程上密接な関係がある。
兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規定（以下「業務規定」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること	○	【例1】甲と乙の公害防止統括者は同一である。 【例2】別添の業務規定で、必要な事項が定められている。 ※この場合、左記のことが定められている業務規定を整備してください。
業務規定で公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること	○	【例1】別添の業務規定で、必要な事項が定められている。 ※この場合、左記のことが定められている業務規定を整備してください。
公害防止管理者の常時勤務する工場から兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること	○	【例1】社内LANにより、常時公害の発生状況、排出量等の測定結果を受信できる環境が備えられており、かつ、直ちに伝達事項を送信できる設備が整備されている。 ※左記については（注12）（P7）を参考にしてください。
公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、5以下であること	○	【例1】兼務する特定工場は甲と乙の2工場である。

別表1 ばい煙発生施設（表中の施行令は大気汚染防止法施行令）

特定工場に該当しない施設

有害物質発生施設

施行令 別表第1	施設の名称	規模要件
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくはは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること
	うち、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。	
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること
	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること

14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること
16	塩化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること

別表2 汚水等排出施設(表中の施行令は水質汚濁防止法施行令)

- 特定工場に該当しない施設
- 有害物質発生施設

施行令 別表第1	施設の名称
	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でん槽
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
	上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る

27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふっ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテツクス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設の うち、静置分離器
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含む物質若しくは二クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る

36	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る
38	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限る、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る

47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
53	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくははふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくははふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る
	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

6 1	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る
	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る
	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る
6 6	電気めっき施設
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る
6 6 の 2	エチレンオキシド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
	洗濯業の用に供する洗浄施設
	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
	自動式車両洗浄施設
	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
	下水道終末処理施設
	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

別表3 騒音発生施設(表中の施行令は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行令)

施行令 第4条	施設の名称	規模要件
1	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る
2	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る

別表4 特定粉じん発生施設(表中の施行令は大気汚染防止法施行令)

施行令 別表 第2の2	施設の名称	規模要件
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	

別表5 一般粉じん発生施設(表中の施行令は大気汚染防止法施行令)

施行令 別表第2	施設の名称	規模要件
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること
4	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること

別表6 振動発生施設(表中の施行令は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行令)

施行令 第5条の 2	施設の名称	規模要件
1	液圧プレス（矯正プレスを除く。）	呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る
2	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る
3	鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る

別表7 ダイオキシン類発生施設(表中の施行令はダイオキシン類対策特別措置法施行令)

特定工場に該当しない施設

施行令別 表第1・ 第2	施設の名称	規模要件
別表第1 1	焼結鋳（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの
別表第2 1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	

6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	二・三・ジクロロ―・四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	八・十八―ジクロロ―五・十五―ジエチル―五・十五―ジヒドロジインドロ [三・二―b・三'・二'―m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	

	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>	
	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>	

施 行 平成29年3月 2日

改 定 令和3年11月25日